

特定費目の代金の確定に関する特約条項

甲及び乙は、特定費目の代金の確定に関し、次の特約条項を定める。

(特定費目の代金の確定)

第1条 乙に支払われる代金のうち別表の要確定費目金額表に掲げる費目（以下「特定費目」という。）に係るものは、この特約条項の定めるところに従い、確定するものとする。

2 特定費目の数量、単価又は金額の合計額その他必要な事項は、要確定費目金額表に定めるところによる。

(代金の確定)

第2条 乙が、この契約の履行のために支出し、又は負担した特定費目に係る費用の金額（以下「実績額」という。）の合計額が特定費目の金額の合計額に達しない場合は、その差額相当額（当該差額相当額に対応する総利益額（要確定費目金額表に下請負者分が含まれる場合は、当該下請負者分の総利益額を含む。）を含む。）を契約金額から減額した金額をもって、これに等しいか、又はこれをこえる場合は契約金額をもって乙に支払われる代金として確定する。

2 前項の規定による代金の確定は、 年 月 日までに行うことを目途とする。

3 甲及び乙は、第1項の規定により契約金額から減額した金額をもって代金を確定する場合は契約金額を当該金額に変更する措置をとるものとし、契約金額をもって代金を確定する場合は契約金額に増減のない旨を確認する措置をとるものとする。

(実績額の報告)

第3条 乙は、実績額の全部が確定した場合は、できるだけ速やかに実績額報告書を作成し、別紙に掲げる実績額を証する書類を添えて甲に提出するものとする。

2 前条第2項の目途とされている日までに実績額が確定しない特定費目がある場合においても、乙は、確定している特定費目につき前項の例により実績額報告書を作成し、実績額を証する書類を添えて納期までに甲に提出しなければならない。この場合においては、実績額の確定していない特定費目にその旨を記載するほか、確定しない理由及び確定することができる予定期日を記載するものとする。

(代金の確定等の特例)

第4条 甲は、前条第2項の規定による実績額報告書の提出があった場合は、実績額の確定していない特定費目については甲が適当と認める金額を実績額とみなして代金を確定するものとする。この場合において甲が必要と認めるときは、後日当該特定費目の実績額が確定した際に差額を甲に返納させる措置をとることができるものとする。

(要確定費目金額表の変更)

第5条 甲及び乙は、要確定費目金額表に係る特定費目若しくは、品目及び数量を変更する場合は、特定費目の代金の確定に先だち、その措置について協議するものとする。